平成２６年（フ）第３９号
青森県弘前市大字桔梗野２丁目６番地１　ホワイトハウスⅢ―305号
破産者　高田　寛之
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４４２号
さいたま市岩槻区大字釣上新田123番地８
破産者　増田　　稔
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
大阪府高槻市郡家新町62番８号
破産者　山岡　勝己
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９号
堺市西区鳳西町３丁737番地２
破産者　花井　公夫
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
堺市北区長曽根町1674番地304号
破産者　井上　貴司
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
岡山県津山市弥生町34番地
破産者　清水　　裕
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５３号
岐阜県美濃加茂市山之上町999番地75
破産者　大島　洋充
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地
府営住宅向河原団地１棟406号、破産手続開始決定時の住民票上の住所京都府南丹市八木町北屋賀国府95番地１
破産者　平井　辰義
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
兵庫県明石市大久保町江井島794番地の２アイクスコート117号、前住所兵庫県明石市大久保町西島339番地の１　サンシティ明石江井ヶ島Ⅱ508号
破産者　一ノ瀬修一
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
熊本県荒尾市増永2546番地10
破産者　森田由紀子
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第９号
熊本県八代市古閑中町1399番地若宮団地３―７
破産者　小浦　宏明
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１５号
熊本県八代市泉町柿迫3308番地２
破産者　佐藤　徳人
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７４号
兵庫県三田市大川瀬1473の29グリーンライフ前田初子方、住民票上の住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目10番20号
破産者　松本　茂雄
1　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
2　一般調査期日　平成26年10月10日午前10時15分
平成26年７月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７８１１号
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館20階
破産者　エクセルビジネスマネジメント株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
2　一般調査期日　平成26年９月10日午後２時
平成26年７月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３号
大阪府松原市立部２丁目210番地
破産者　多田　晶博
1　破産債権の届出期間　平成26年９月４日まで
2　一般調査期日　平成26年10月16日午後２時30分
平成26年７月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
大阪府藤井寺市小山６丁目６番２号
破産者　株式会社佐々木金型製作所
1　破産債権の届出期間　平成26年９月４日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午前11時
平成26年７月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
さいたま市中央区八王子２丁目５番12号
破産者　菅野　雅一
1　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
2　一般調査期日　平成26年10月27日午前11時30分
平成26年７月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
長野県飯田市銀座５丁目３番地
破産者　新美　政子
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年11月10日午後４時50分
平成26年７月28日　長野地方裁判所飯田支部

破産債権届出期間及び債権調査期日の変更

平成２６年（フ）第３８３０号
東京都渋谷区渋谷２丁目11番５号
破産者　株式会社ＭＴＧＯＸ
代表者代表取締役　カルプレス・マルク・マリ・ロベート
主文　頭書事件について、平成26年４月24日に当裁判所が定めた破産債権届出期間を平成27年５月29日まで、債権調査期日を平成27年９月９日午後１時30分とそれぞれ変更する。
平成26年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第２７６９号
東京都江戸川区西葛西５丁目４番12号　レジデンスⅢ602
破産者　日裏　陽一
審尋期日　平成26年10月６日午前11時
平成26年７月25日
東京地方裁判所民事第20部